平成２３年（フ）第６８６８号
東京都昭島市拝島町１丁目８―33―203
債務者　鈴木伸太郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７５号
埼玉県飯能市大字中藤中郷25
債務者　三輪　　敬
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１２号
横浜市南区大岡４丁目６番16号　プラザ・ドゥ・エリーゼＢ棟106号
債務者　大竹　光吉
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０３号
川崎市多摩区東三田３丁目１番29号
債務者　坪内　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
京都府木津川市加茂町観音寺中貝戸２番地１
債務者　松岡　秀美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
岡山市南区小串829番地５
債務者　大浦　育恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５号
岡山市南区小串829番地５
債務者　大浦　理恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９０号
東京都豊島区南長崎３丁目28―20―503
債務者　越前谷美樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２２号
東京都大田区鵜の木２丁目48―18―202
債務者　渡邊眞沙樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５５８号
東京都足立区谷中１丁目32―13―101
債務者　田中マユミ
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０５８号
東京都練馬区錦２丁目16―13　第２錦サカエマンション102
債務者　吉田　玲子（旧姓梨本）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１４３号
東京都練馬区練馬１丁目21―９―Ⅱ―202
債務者　井上外茂子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２９号
東京都江戸川区西一之江１丁目15―５
債務者　村松　正江（旧姓坂西）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３８号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―９―303
金明昱方
債務者　金沢英一こと　金　　英一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２６８号
東京都足立区関原２丁目15―１―201
債務者　酒井　繁樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３１号
東京都足立区平野２丁目９―24
債務者　渡邊　　尚（旧姓船谷）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部